

都市計画道路 中筋伊丹線 他2路線に関する 事業の施行について

令和7年10月4日(土曜日)

兵庫県 阪神北県民局 宝塚土木事務所
宝塚市役所 都市安全部

本日の説明の流れ

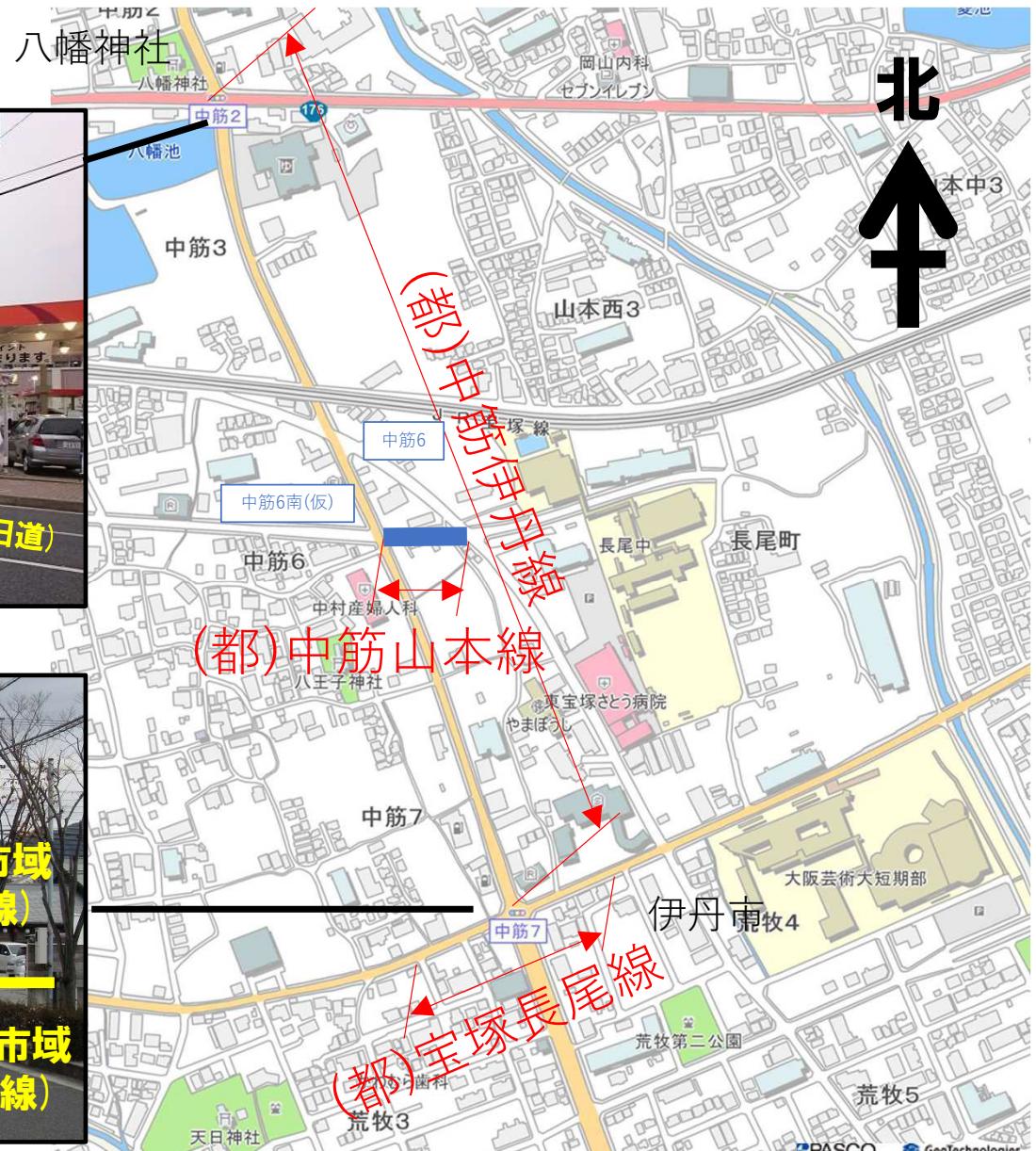
1.事業概要について

2.事業認可の内容と法的効果・制限について

3.用地補償について

4.今後の予定について

1.事業概要について



1.事業概要について

(都) 中筋伊丹線

- ・2車線から4車線への道路拡幅
 - ・渋滞交差点の交差点改良
 - ・自転車通行帯の整備

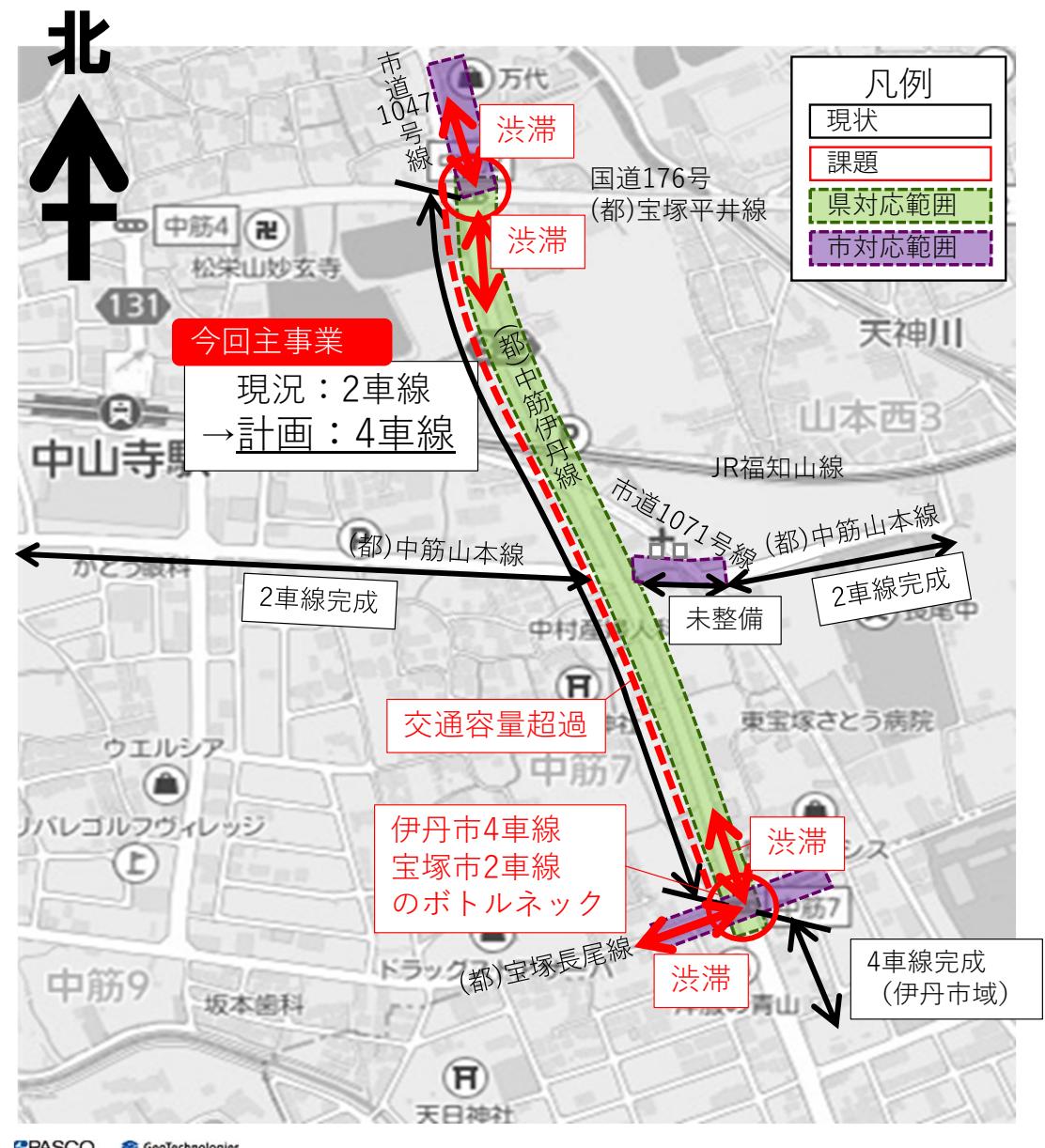
(都)中筋山本線

- ## ・2車線道路の新設

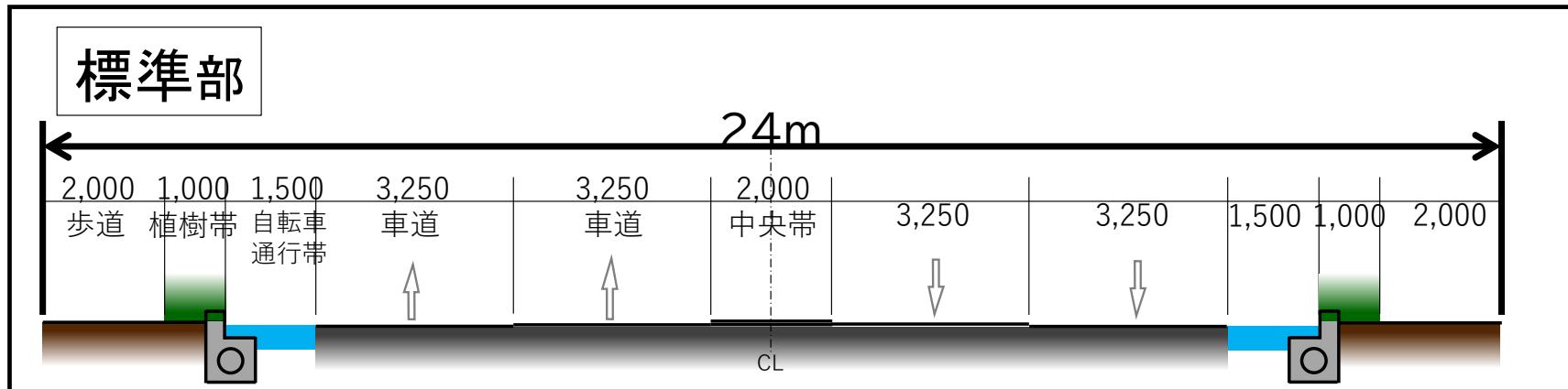
(都) 宝塚長尾線

- ### ・右折レーンの整備

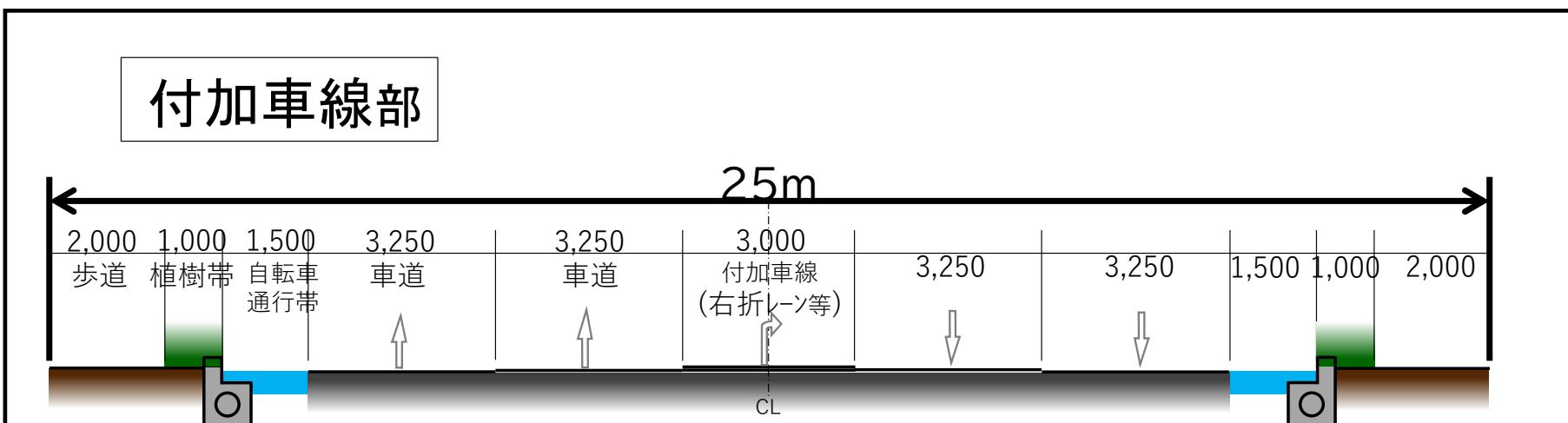
R7年度に事業認可を受け事業着手



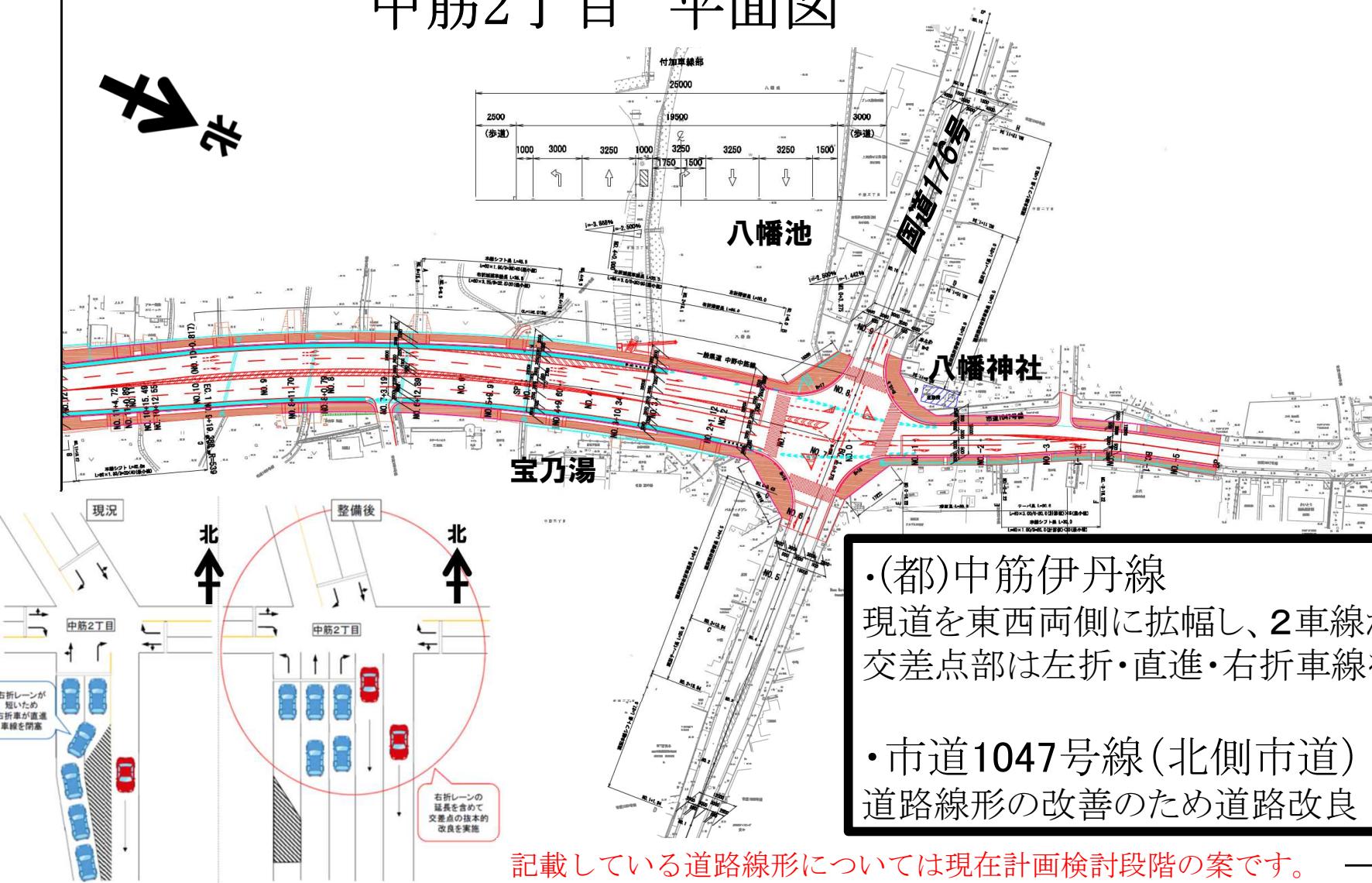
(都)中筋伊丹線
横断構成



付加車線部



中筋2丁目 平面図

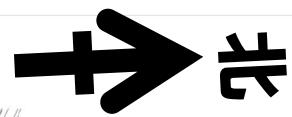


・(都)中筋伊丹線
現道を東西両側に拡幅し、2車線から4車線に
交差点部は左折・直進・右折車線を整備

・市道1047号線(北側市道)
道路線形の改善のため道路改良

記載している道路線形については現在計画検討段階の案です。

JR交差部 平面図



(都)中筋伊丹線

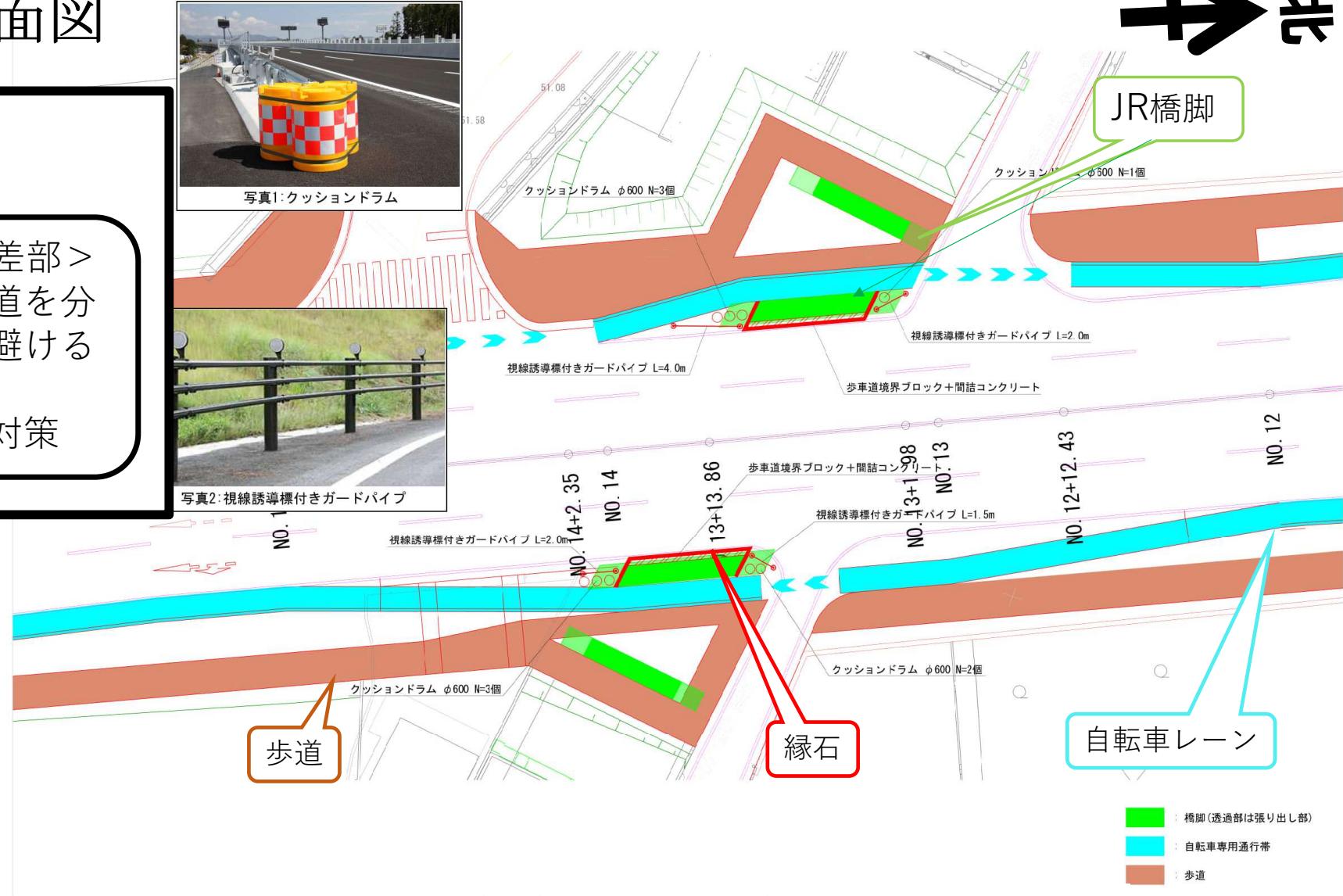
- <JR福知山線との交差部>
- ・自転車レーンと歩道を分離し、歩道が橋脚を避けるように計画
 - ・橋脚の周囲に安全対策



写真1: クッションドラム



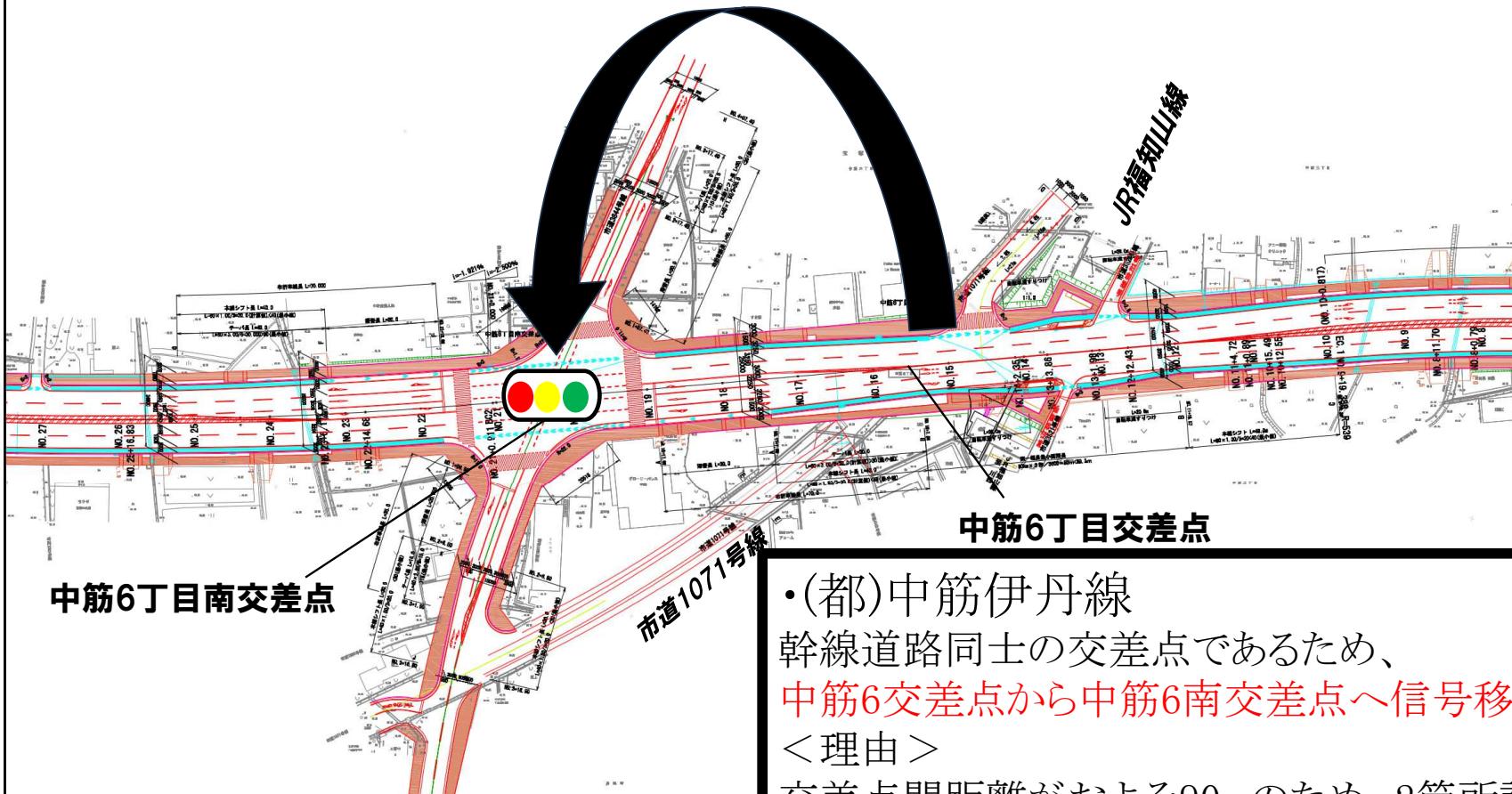
写真2: 視線誘導標付きガードパイプ



記載している道路線形については現在計画検討段階の案です。



中筋6丁目 平面図



中筋6丁目交差点

・(都)中筋伊丹線

幹線道路同士の交差点であるため、

中筋6交差点から中筋6南交差点へ信号移設

＜理由＞

交差点間距離がおよそ90mのため、2箇所設置は難しい

…信号設置基準150mに満たない

中筋6丁目 平面図

市道1071号線

(案)

中央分離帯は大型車の右左折困難となるため設置しない

中筋6丁目
交差点

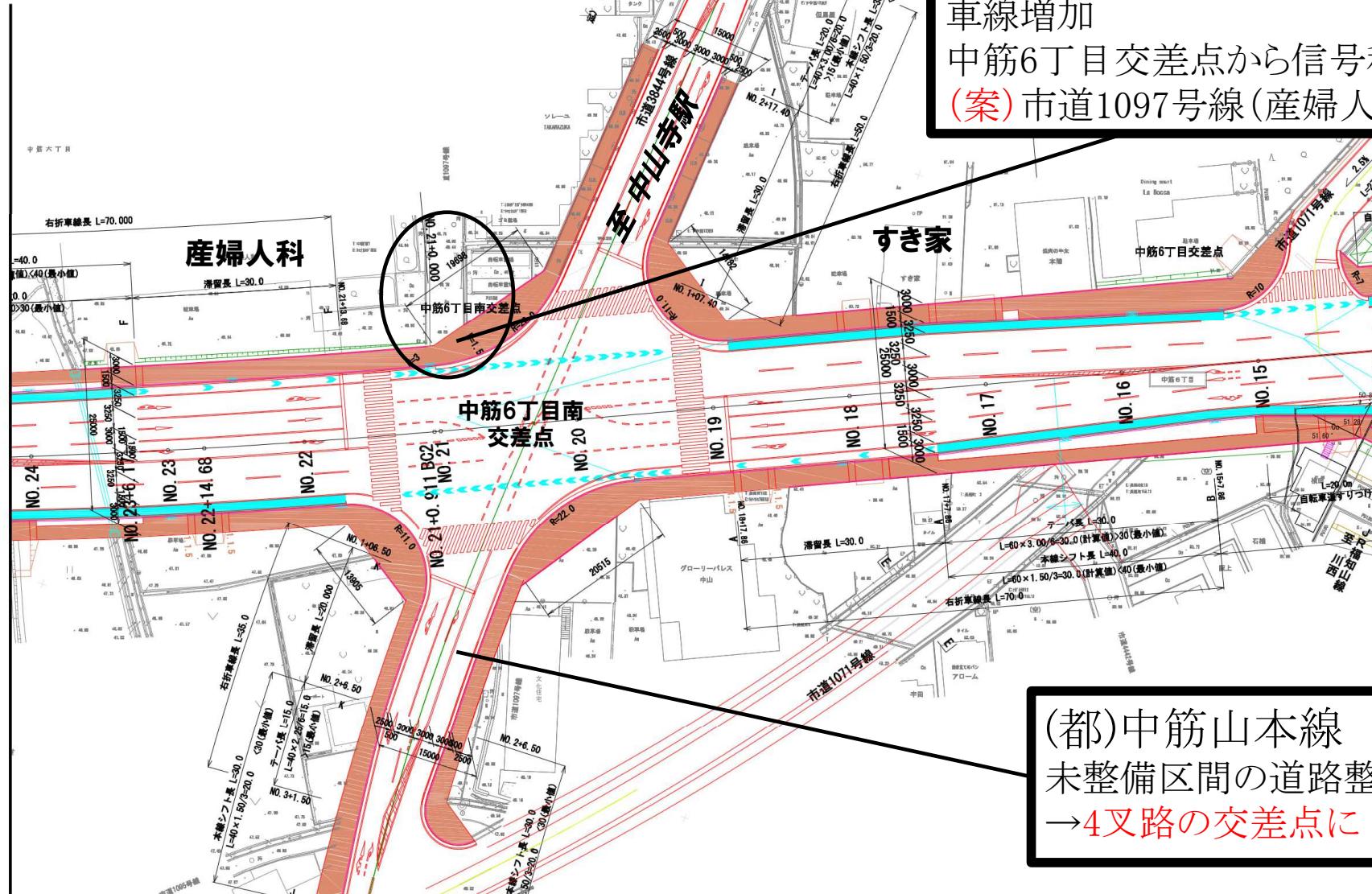
市道1071号線

(案)

一方通行か市道閉切り(通行不可)
→市道閉切り(車両のみ)

記載している道路線形については現在計画検討段階の案です。

中筋6丁目南 平面図



(都)中筋伊丹線

車線増加

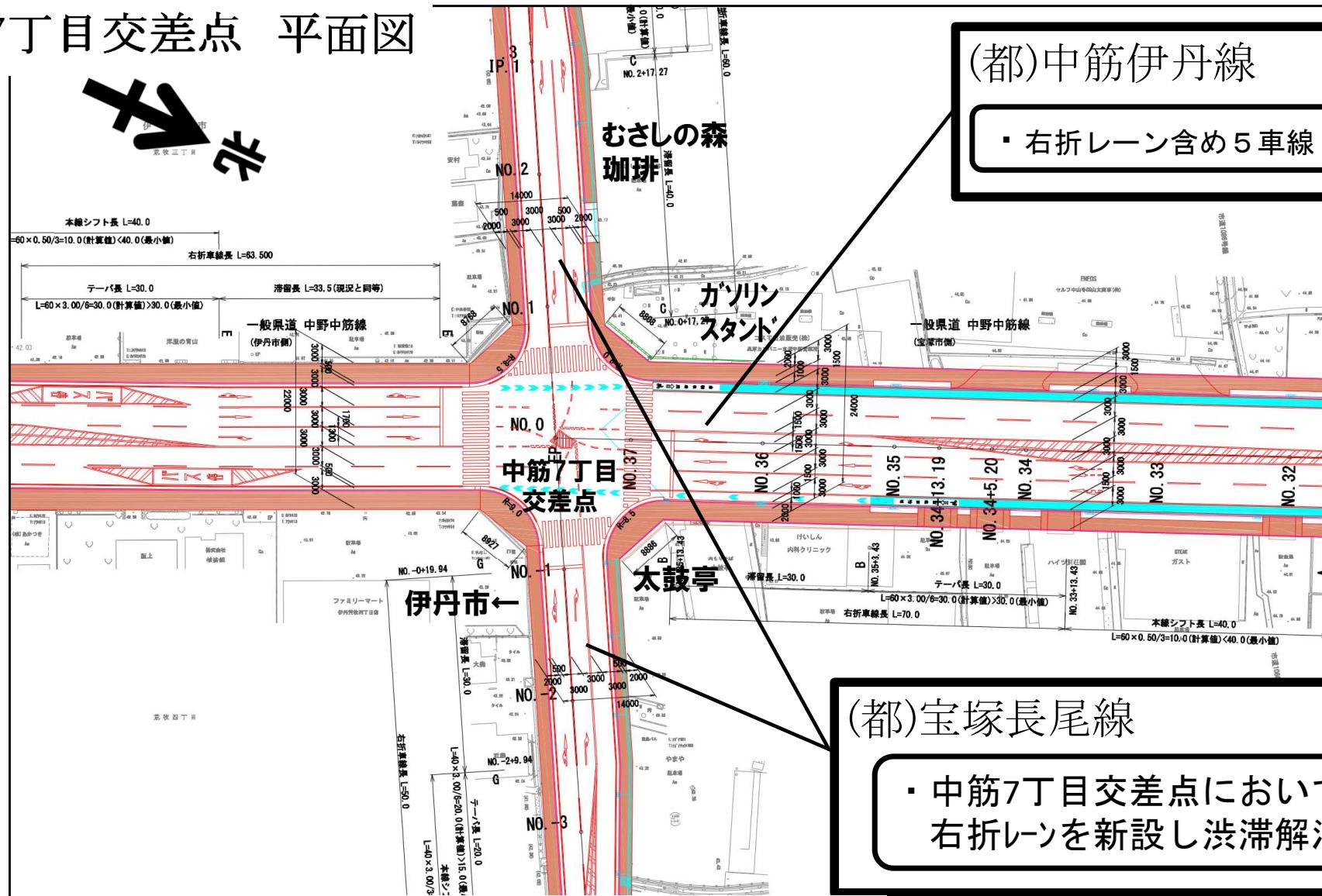
中筋6丁目交差点から信号移設

(案)市道1097号線(産婦人科北)閉切り

(都)中筋山本線
未整備区間の道路整備
→4叉路の交差点に

記載している道路線形については現在計画検討段階の案です。

中筋7丁目交差点 平面図



記載している道路線形については現在計画検討段階の案です。

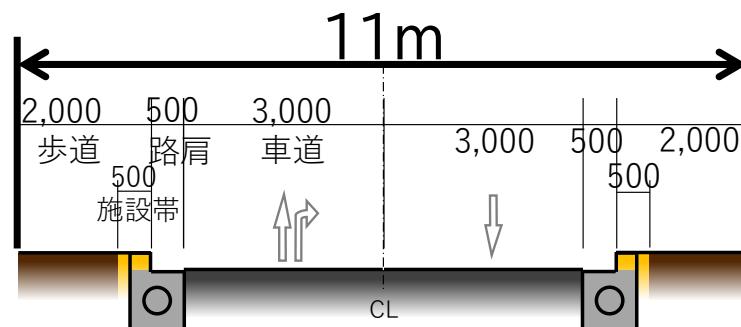
(都)宝塚長尾線 横断構成

■宝塚長尾線 横断図 【整備前】

※完成済

※付加車線：設けていない

標準部 変更なし
全幅11mから変更なし

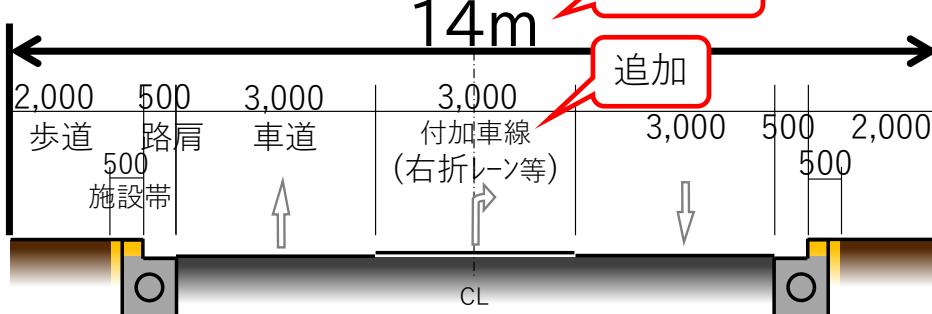


中筋7丁目交差点部に
右折レーンを追加する

■宝塚長尾線 横断図 【整備後】

※中筋7丁目交差点

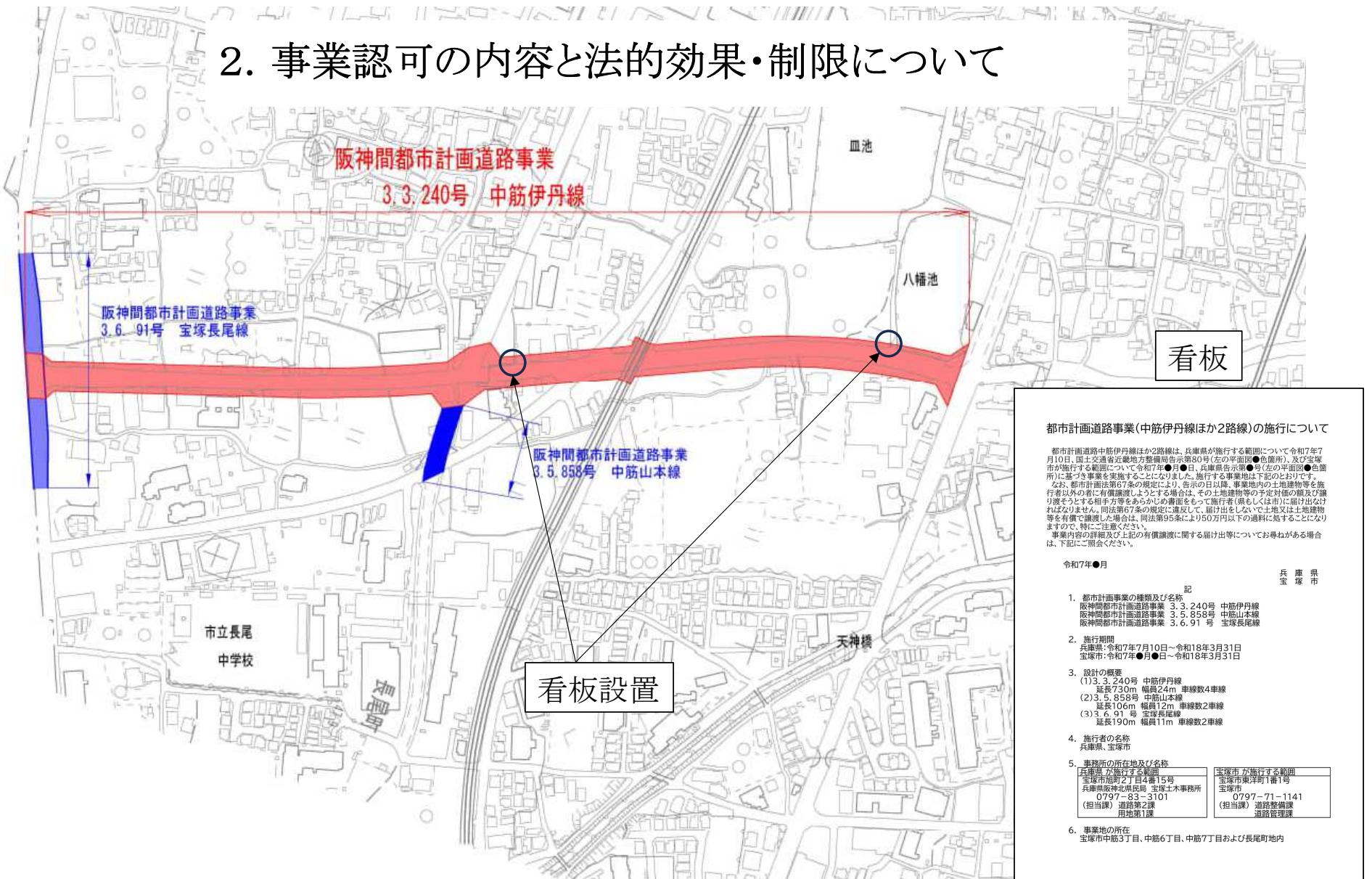
付加車線設置部分のみ



3m拡幅

追加

2. 事業認可の内容と法的効果・制限について



2. 事業認可の内容と法的効果・制限について

- 建築等の制限(都市計画法第65条)

事業地内の土地建物等について、土地の形質の変更、建築物や工作物の建設、移動の容易でない物件の設置や堆積を行う場合には、各事業地の市長の許可が必要となります。

- 土地の建物等の先買い(都市計画法第67条)

事業地内において土地建物等を有償で譲渡する場合には、事前に買い主や予定金額等を施行者に届けていただく必要があり、届出期間中は売買が行えない等の制限があります。

- 土地の収用法の適用(都市計画法第70条)

都市計画事業の認可の告示をもって、土地収用法第20条の事業認定の告示とみなされ、土地収用法の規定が適用されます。

3. 用地補償について

1 事業の説明



公共事業を実施する目的や計画概要、工期などについて説明します。

2 土地の測量(用地測量)

事業に必要となる土地について、所有者や隣接者の方に立ち会っていただき、境界を確認します。



3

建物などの物件の調査(物件調査)

事業に必要な土地にある建物や工作物について、移転方法の検討や適正な補償金の算定を行うため、建物内部も含めて詳細に調査を行います。



4

補償内容などの説明



土地の測量、建物などの物件の調査結果を踏まえ、国が定めた「基準」により補償金を算定し、内容を説明します。補償金の支払時期・方法、土地の引渡期限なども説明します。

5 契約の締結

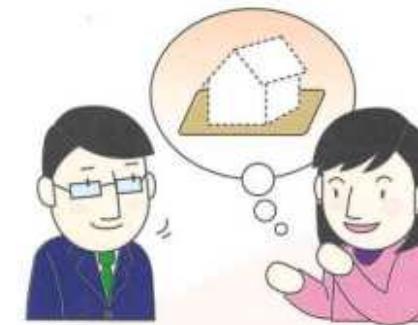


説明にご理解いただき、県との契約書や登記関係書類に署名・押印していただき、契約を締結します。

6 建物等の移転・土地の引渡し

7 補償金の支払い

8 工事の実施



4.今後の予定について

	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)	2028年度 (令和10年度)	2029年度 (令和11年度)	2030年度 (令和12年度)	2031年度 (令和13年度)	2032年度 (令和14年度)	2033年度 (令和15年度)	2034年度 (令和16年度)	2035年度 (令和17年度)
用地測量 詳細設計											
用地買収 物件補償											
工 事				(順番：中筋2丁目付近 → 中筋7丁目付近 → 中筋6丁目付近)							

※工事順は案であり、用地買収の進捗、早期事業効果の
発現などを勘案して適宜検討します。

4.今後の予定について

＜用地測量＞

- ・用地測量については、現地での作業に入る前に土地の登記登録・公図および住民票などによる権利者確認調査を行います。
- ・その後、権利者調査に基づき現地の杭の確認なども踏まえ、土地の境界を確定するために、土地所有者の皆様に境界立会をお願いする場合がありますので、ご協力をお願いします。

